
AMT/NEWSLETTER

Competition

2025 年 7 月 31 日

COMPETITION NEWSLETTER(2025/7)

Contents

- I. 独禁法コンプライアンスに関する実態調査及び独禁法コンプライアンスガイドの改訂について
 - 1. はじめに
 - 2. 独禁法コンプライアンスに関する実態調査
 - 3. 独禁法コンプライアンスガイドの改訂
 - 4. おわりに
- II. HSR 法に基づく規則改正によるフォーム改正のポイントと影響
 - 1. はじめに
 - 2. 本改正の主なポイント
 - 3. 本改正のポイントを踏まえた留意点
 - 4. トランプ政権における新フォームの評価
 - 5. おわりに
- III. 2025 年 4 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- IV. 事務所 News (受賞歴)

I. 独禁法コンプライアンスに関する実態調査及び独禁法コンプライアンスガイドの改訂について

弁護士 石田 健 / 弁護士 酒寄 里彩

1. はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、2025 年 6 月 20 日、2012 年以来 12 年ぶりに行われた、企業における私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独禁法」という。)のコンプライアンスに関する実態調査(以下「本実態調査」という。)の結果を取りまとめた調査報告書¹(以下「本報告書」という。)を公表した。また、本実態調査の結果を踏まえ、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド」²(2023 年 12 月公表。以下「独禁法コンプライアンスガイド」という。)の改訂(以下「本改訂」という。)を行った。

¹ 「企業における独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用状況に関する実態調査報告書」

https://www.jftc.go.jp/houdou/250620_compliance_houkokusyohontai.pdf

² https://www.jftc.go.jp/houdou/250620_compliance_guidehonbun.pdf

本稿では、本実態調査及び本改訂の概要を簡潔に紹介する。詳細な内容は本報告書及び独禁法コンプライアンスガイドを参照されたい。

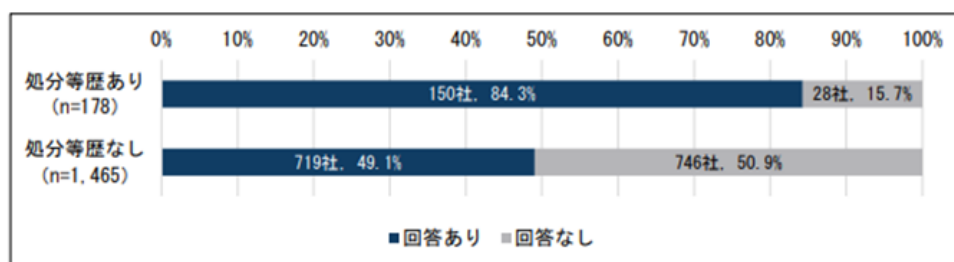
2. 独禁法コンプライアンスに関する実態調査

(1) 概要

公取委は、独禁法違反行為を行った企業等に対する排除措置命令において、コンプライアンス体制の構築を含む再発防止策の実行が命じられるなど、独禁法コンプライアンスが実効的に機能していないことが疑われる事案が引き続き発生していること、また近年アルゴリズムや AI の活用等に関する懸念が高まっていることを踏まえ、本実態調査を実施した。

本実態調査は、東証プライム上場企業 1,643 社(2024 年 8 月末時点)を対象に、2024 年 10 月 8 日から 2025 年 1 月 17 日にかけて、ウェブアンケート等の方法で行われ、869 社から回答を得た。そのうち 21 社に対しては、アンケートの回答に関しヒアリング調査が行われた。また、中小企業向けの情報提供をより充実させることを目的として、中小企業 7 社に対してもヒアリング調査が実施された。

本報告書によれば、過去 20 年以内に公取委による処分等を受けたことのある企業のほうが、処分等歴がない企業に比べて回答率が高く、独禁法コンプライアンスに関する各種取組をより実施している傾向が見られた。



(出典: [本報告書](#) 3 頁)

また、中小企業向けの調査の結果、対象となったすべての中小企業において、独禁法違反リスクは存在しないか又はきわめて低いと認識されており、独禁法に焦点を当てた取組は行われていなかった。

(2) 最近の動きへの対応状況

本実態調査においては、各企業における最新の取組状況を収集・分析するため、以下のとおり、近年顕在化しているリスク要因や法的課題への対応状況についても調査が行われた。

① 監査における AI の活用

一部の企業において、独禁法をテーマとする監査において、モニタリングの強化のほか、監査の効率化や負担の軽減、精度の向上等の理由から、AI が活用されていることが判明した。AI を用いたメール・チャット・SNS 等のメッセージアプリケーションの履歴のキーワード検索(以下「メールモニタリング」という。)のほか、監査項目等の調査や旅費交通費・交際費等の異常値検出の際に AI を活用している例も見られた。メールモニタリングの実施頻度については、常時(毎日)一定件数又は一定スコア以上のメールを法務・コンプライアンス部門の担当者において確認している事例のほか、2 か月、四半期又は年に一度等、定期的に確認を実施している事例、不定期に確認を実施している事例等が見られた。メールモニタリングの運用コストについては、ケースバイケースであるが、今回ヒアリングを行った企業においては、おおむね年間で数百万円から数千万円程度であった(運用コストとは別に導入時に初期投資を行っている事例もみられた。)

なお、メールモニタリングについての社内周知に関しては、企業によって方針の違いがあった。すなわち、競争事業者

との独禁法上問題となるやり取りを抑止する観点から積極的に周知している企業がある一方、周知によりかかるやり取りが監査対象外の使用端末等で行われるようになることを懸念し、監査の実効性を確保する観点から積極的に周知していないという事例も見られた。

② アルゴリズムの活用に伴う独禁法違反リスクへの対応状況

近年、競争事業者間の価格の調査や自社商品・サービスの価格設定にアルゴリズムが活用されるようになってきているところ、このことがカルテル等を容易にし、新たな形態の協調的行為の出現を引き起こすことへの懸念が示されている（デジタル市場における競争政策に関する研究会が令和3年3月に公表した報告書「アルゴリズム／AIと競争政策」³参照）。一部の企業においては、アルゴリズムの活用に係る問題について情報収集を行い、関連部門への指導等を行う等の取組が行われていた。

③ 労務費等の転嫁に係るコンプライアンス態勢の整備・運用

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことや、これらのコスト上昇を理由に取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用（独禁法2条9項5号ハ）に該当する可能性があるとして指摘されている。特に、労務費に関しては、内閣官房及び公取委が2023年11月29日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費転嫁指針」という。）⁴を公表しており、各企業において労務費転嫁指針に沿った行動を採るべく努めているものと考えられる。もっとも、公取委が実施した特別調査において、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された結果、企業名の公表に至るケースも発生しており、価格転嫁円滑化の取組を現場レベルにまで浸透させていくために、コンプライアンス態勢を整備・運用することが重要である旨が示唆されている。

この点に関しては、回答企業全体の7割強が、経営トップや関連委員会への報告等の制度整備、マニュアル作成、研修実施等の取組を行っていた。

④ 私的独占や不公正な取引方法の未然防止・早期発見等のための取組の状況

各事業者の単独行為である私的独占や不公正な取引方法に該当する行為については、事業者間の共同行為であるカルテルや談合の未然防止・早期発見等に向けた取組が必ずしも有効とはいえないことから、私的独占や不公正な取引行為に該当する行為の未然防止・早期発見等に向けた取組が別途行われているかという観点でも調査が行われた。回答企業全体の半数以上で、会議での審議等の制度整備、マニュアルの周知・啓発を始めとする取組が行われていた。

(3)経済分析

本実態調査の調査項目全体にかかわる横断的な集計・分析の結果、以下の傾向が見られた。

アンケート調査票では、独占禁止法コンプライアンスガイドの各項目について、各種取組を実施しているか否か等を質問しているところ、処分等歴がある企業が比較的多く属している、「鉄鋼・非鉄」、「自動車・輸送機」、「建設・資材」、「エネルギー資源」、「電気・ガス」、「電機・精密」、「素材・化学」、「機械」の業種においては、肯定的な回答の数の中央値が、回答企業全体を上回った。このことから、処分等に含まれる措置や再発防止策を実施した結果、独禁法コンプライアンスに関する施策が実施され、各種の取組実施について肯定的な回答が増えた可能性が示されている。かかる分析結果に加え、上記(1)のとおり、処分等歴がある企業のほうが、処分等歴がない企業に比べて独禁法コンプライアンスに関する各種取組をより実施している傾向が見られたこと及び独禁法コンプライアンスに関する基本規程やマニュアル等の策定期間が処分等の前後に分布していたことから、多くの企業が、実際に独禁法違反で摘発されるまで、独禁法コンプライアンスに

³ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331_digital/210331digital_hokokusho.pdf

⁴ <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka/romuhitenka-1.pdf>

関する取組に本腰を入れて取り組んでこなかったことが示唆されている。これを踏まえ、公取委は、自社の独禁法違反リスクの識別・分析・評価と各種取組に先回りの姿勢(プロアクティブな姿勢)で取り組むよう提言している。

独禁法コンプライアンスガイドに示される施策は、違反行為の未然防止・早期発見・的確な対応のための個別具体的な施策(第2の2及び第2の3)、そのすべてに関係する全般的な施策(第2の1)、プログラムの定期的な評価とアップデート(第2の4)に分類されているところ、全般的な施策を実施している企業ほど具体的な施策を実施している傾向にあるという相関関係が見られた。このことから、独禁法コンプライアンスプログラムの整備・運用に当たり、まずは全般的な施策から着手することが有効であることが示唆されている。



(出典:独禁法コンプライアンスガイド 7 頁)

また、社内相談件数は、独禁法に関する社内研修、独禁法コンプライアンスに関する取組への協力を役職員の利益に結び付けるインセンティブ制度の導入、競争事業者との接触ルールの策定・周知、独禁法に関する監査を実施している企業ほど多く、内部通報は、独禁法に関する社内研修を実施している企業ほど多いという傾向が見られた。このことから、これらの取組が独禁法違反行為の未然防止・早期発見等に寄与していることがうかがわれる。

3. 独禁法コンプライアンスガイドの改訂

(1)概要

公取委は、本実態調査の結果を踏まえ、独禁法コンプライアンスガイドの改訂を実施した。

本改訂においては、全体にわたり中小企業向けの記載が追加された。また、上記 2(2)で概説した最近の動きへの対応状況に関する追記に加え、その他の項目においても、本実態調査を踏まえた好取組事例の追記・差替えが行われている。さらに、別紙として、独禁法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続を定める社内規程・マニュアル等の策定・作成上のポイント⁵及びその整備・運用のためのチェックポイント⁶が追加された。

⁵ 「独占禁止法コンプライアンスに関する社内規程・マニュアル等の策定・作成上のポイント」

https://www.jftc.go.jp/houdou/250620_compliance_guidebesshi1.pdf

⁶ 「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのチェックポイント」

https://www.jftc.go.jp/houdou/250620_compliance_guidebesshi2.pdf

(2) 中小企業における独禁法コンプライアンスに関する取組

上記 2(1)のとおり、本実態調査の対象となったすべての中小企業において、独禁法コンプライアンスに焦点をあてた取組がなされていなかった。かかる調査結果を踏まえ、本改訂では、中小企業も独禁法の適用対象となるため、独禁法コンプライアンスへの取組は大企業と同様に重要である旨が明記された上で、項目ごとに中小企業向けの記載が追加された。主なポイントは下表のとおりである。

項目	ポイント
第 2 の 1(1)経営トップ	経営トップは、業界団体等における研修会等に積極的に参加し、独禁法に関する情報収集に努めるべきである。 大企業と比べて経営トップと役職員との距離が近いという特徴を活かし、個々の役職員に対してメッセージを伝達することも可能である。
第 2 の 1(4)組織体制	コンプライアンス責任者又は担当者を選任・明確化することが望ましい。
第 2 の 1(5)一体的な取組	他社とグループ企業を形成して事業活動を行っている場合、グループ単位で一体的に独禁法コンプライアンスを推進していくことが必要である。
第 2 の 2(2)社内研修	業界団体等における研修会等に役職員を参加させるといった方法により、知識・理解の向上に努めることが望ましい。
第 2 の 2(3)相談体制	顧問弁護士がいない場合、独禁法に関する相談が可能な弁護士をあらかじめ探しておくことが望ましい。
第 2 の 3(4)有事対応	

(3) 最近の動きへの対応状況

上記 2(2)で概説した最近の動きへの対応状況に関する記載が追加された。以下に、追加された好取組事例を例示する。

監査における AI の活用
メールモニタリングに AI を活用するに当たり、社外弁護士や外部委託先事業者と協議して選定したキーワード(競争事業者の名称やドメイン名、「価格」や「調整」等の独禁法違反行為への関与を疑わせる文言等)を用いて対象のメールデータを絞り込み、重要性が高いと思われるメールを抽出して教師データとし、AI に学習させている。
金額や頻度、取引データ等のテキスト情報から、競争事業者や業界団体への旅費交通費・交際費等に係る異常値を AI が検出した場合には、競争事業者との不適切な接触にも留意して内部監査を実施している。
アルゴリズムの活用に伴う独禁法違反リスクへの対応状況
EC サイトを運営している部門において他社運営 EC サイトにおける同一商品の価格を調査するシステムを導入しているため、EC サイト運営部門の役職員には、他社の EC サイト運営部門の役職員と接点を持たないよう指導している。
労務費等の転嫁に係るコンプライアンス態勢の整備・運用
労務費転嫁指針に沿った行動を採る旨を含む「パートナーシップ構築宣言」を社長名で社内外に公表している。
労務費転嫁指針を遵守するため、取引先との定期的な価格協議の実施や交渉記録の作成・保管等に係る具体的な行動例・ポイントを取りまとめたマニュアルを作成し、社内に展開している。
労務費等の転嫁に関する優越的地位の濫用行為の未然防止のためのチェックリストを作成し、本社調達部門及びグループ会社において自己点検を実施するとともに、法務部門において運用状況の監査を実施している。
取引先からの通報窓口を、調達部門とは別にコンプライアンス部門内に設置している。

私的独占や不公正な取引方法の未然防止・早期発見等のための取組の状況

カルテル・談合だけでなく、私的独占や不公正な取引方法の各類型についても、基本的な内容の説明と自社の事業に照らして注意すべき点をマニュアルに盛り込み、また、これらに関して少しでも疑問が生じた場合には、行動を起こす前に、自社の法務部門や自社が所在する地域の統括会社に相談すべきであることを具体的な連絡先(電話番号を含む。)とともにマニュアルに盛り込んで、周知・啓発に努めている。

4. おわりに

独禁法コンプライアンスガイドは、本改訂により、本実態調査を踏まえて企業の最新の取組や近年顕在化している法的課題を反映した内容にアップデートされ、また、社内規程・マニュアル等に関するポイント及びチェックリストも追加されたことで、企業にとって参照しやすい内容になったといえる。今後も、社会的動向や新たに顕在化する課題に応じて、適時にアップデートがなされることが期待される。

また、本報告書によれば、本実態調査時点において、回答企業における独禁法コンプライアンスガイドの認知度は半数以下にとどまった。引き続き、独禁法コンプライアンスガイドの浸透に向けた周知・啓発の取組が望まれる。

以上

II. HSR 法に基づく規則改正によるフォーム改正のポイントと影響

弁護士 矢上 浄子 / 弁護士 池田 武義 / 弁護士 橋本 康

1. はじめに

米国連邦取引委員会(以下「FTC」という。)及び米国司法省反トラスト局(以下「DOJ」という。)が 2024 年 10 月 10 日に公表した Hart Scott Rodino 法(以下「HSR 法」という。)に基づく企業結合の届出に関する規則の改正(以下「本改正」という。)は、2025 年 2 月 10 日に効力が発生した。

米国は世界最大の経済力を有しており、多くの日本企業が米国に関わる事業活動を行っている。米国内で事業活動を行う企業との企業結合を行う場合、その資産や売上高等によっては、日本企業であっても、HSR 法により米国での届出が必要となる。本改正の影響がどのような点に及ぶのかを把握しておくことは、そのような企業結合を検討する日本企業にとっても有意義といえる。本稿では、本改正の主なポイントとその留意点を記載するとともに、発効後に一定の期間が過ぎたことから、発効後の運用状況についても紹介することとしたい。

2. 本改正の主なポイント

(1)届出書の必要的記載事項の追加

本改正により更新された届出書のフォーマットでは、従来は記載が求められていなかった以下の事項が必要的記載事項として追加されている。これらの事項を記載するためには、一定の調査・検討を要すると思われるものも含まれるため、留意が必要である。

- ・ 企業結合を実施する理由(rationale)、その理由について検討している提出書類の特定
- ・ 企業結合の当事会社間で現に競合している、又は将来競合すると考えられる製品・サービスについての説明(日常業務において作成された資料に基づくもの⁷)
- ・ 企業結合の相手方又はその競争事業者に対して供給した、直近の 1 年間で売上高 10 百万ドル以上の製品・サービス又は資産等の説明
- ・ 懸念のある外国政府や外国の事業体⁸から 2 年以内に受領した又は受領する予定の補助金等

(2)買収評価等文書の提出範囲の拡大

従来から届出時の提出を義務づけられている「買収評価等文書」として、「市場シェア、競争、競合他社、市場、売上増加の可能性、又は商品分野・地理的市場への進出に関して、買収を評価・分析する目的で、役員若しくは取締役(又は同様の役割を担う個人)により、又は役員若しくは取締役のために作成されたすべての調査、研究、分析及び報告書」がある。本改正により、役員と取締役のみならず、企業結合の遂行責任者(supervisory deal team lead、以下「ディール責任者」という。)が作成した、又はディール責任者のために作成された買収評価等文書も、提出義務の対象に含まれることとなった。これにより、社内の検討資料が広く提出対象となる可能性がある。

⁷ 従来のフォームにおいては、一般に買収の検討のために作成された文書が対象となっていたが、通常のビジネスの過程で恒常的に作成される経営企画等のための市場シェアや競合分析に関する資料は含まれていなかった。

⁸ 懸念がある外国政府や外国の事業体の判断方法は、外交・安全保障に関する法令により別途規定されている。

(3)ドラフト文書への提出義務の拡大

従来は、提出を義務付けられる文書について、ドラフト段階の文書まで提出することは求められておらず、最終版かつ取締役会(又はそれに相当するもの)に提出された文書を提出することで足りていた。本改正により、少なくとも 1 名の取締役に提供された文書であれば、それが最終版でなくても提出義務の対象に含まれることとなった。そのため、正式な取締役会資料ではなく、取締役の 1 名のみにドラフト文書が共有されたに過ぎない場合でも、その文書が提出対象となり得る。

(4)英語以外で作成された文書の英訳

従来は、英語以外の言語で作成された文書については、既に作成されている翻訳のみ提出することで足り、届出のために英訳をする必要はなかった。本改正により、英訳がない文書についても、正確かつ完全な英訳を作成して届出書に添付しなければならなくなった。なお、機械翻訳で足りるかどうかについて公式見解は示されておらず、少なくとも最終的な訳文の確認は人の目によることが必要と考えるべきであろう。

(5)少数株主等に関する報告義務

従来は、届出に際して買収者及びその最終親会社の株主について、その少数株主(5%以上の持分を有する者)を報告することで足りていた。本改正により、買収者、買収者を直接又は間接に支配する事業体、買収者が直接又は間接に支配する事業体及び取引によって組成されることになる事業体、並びに対象会社及び対象会社に直接又は間接に支配される事業体(ただし、取引後も持分を有する者に限る。)についてまで、少数株主の報告が必要となった。特に資本構造が複雑で、数多くのポートフォリオを有する投資ファンドなどが買収者である場合、報告対象が膨大になる可能性があり、注意を要する。

(6)日本企業が特に留意すべき点

日本企業間で行われる企業結合について、米国 HSR 法に基づく届出が必要となる場合には、日本の公正取引委員会への企業結合届出が求められるケースも多いと思われる。そのような場合には、公正取引委員会への届出書や相談資料を作成する過程においても、HSR 法上の届出で必要となる資料を作成し、情報収集を進めることができると考えられる。上述のポイントでいえば、企業結合を行う理由⁹、供給関係の説明などは、公正取引委員会に対する届出においても記載が求められるため、ある程度の「流用」が可能である。

他方、HSR 法上の届出のみで特に求められる資料・情報については、公正取引委員会に対する届出では必ずしも必要でないものも存在する。そのような資料・情報については、HSR 法に基づく届出のために新たに用意する必要がある。また、英訳がない文書の英訳作成も必要となることから、分量によっては作業負担が大きくなることが懸念される。

⁹ 例えば、株式取得の届出フォーム(様式 4 号)においては、1(3)にて「株式取得の目的・理由・経緯・方法」を記載することが求められる。

3. 本改正のポイントを踏まえた留意点

上記のとおり、本改正により HSR 法に基づく届出をする際の記載事項や提出資料の範囲が拡大したことから、当事会社が届出準備のために費やす作業時間も相当程度増えると考えられる。FTC から、本改正前の届出の準備に係る平均時間が 37 時間であったところ、本改正後の届出には平均 68 時間から 121 時間程度の時間を要することになるとの予想が公表されていた¹⁰。従来の届出に比べ、その 2 倍から 3 倍強の作業時間がかかる推計であった。

本改正の発効後、約半年が経過したが、米国独占禁止法を専門とする米国弁護士からの報告によると、従前の届出フォームによる準備と比較して、本改正後の届出フォームの準備のために係る時間は、実際に長くなったようである。そのため、検討中の企業結合が米国における届出を要するものである場合には、従来よりも準備に時間がかかることを十分に念頭に置いたスケジュールを作成する必要がある。

4. トランプ政権における新フォームの評価

2025 年 1 月 20 日に発足したトランプ政権は、旧政権であるバイデン政権が策定した数多くの政策を撤回してきた。そのため、バイデン政権下で策定された本改正についても、トランプ政権により変更や撤回が行われる可能性が指摘されていた。本改正は、これらの予想に反し、公表時の内容のまま発効となったものである。この点に関し、トランプ大統領によって指名された FTC のアンドリュー・N・ファーガソン委員長は、本改正の発効日に X(旧 Twitter)において「旧規則は約 50 年も前に作られたものであり、アップデートが長らく先延ばしにされていた。今回のアップデートは、超党派の合意の産物であり、反競争的な企業結合を効率的に発見するとともに、米国の消費者に利益をもたらす取引を迅速に承認することを可能とするものである。」という見解を表明した¹¹。また、同委員長は、今後の本改正の運用により、有用でない情報の提出や正当化されない作業負担を企業に求めるものであることが判明した場合には、FTC と DOJ で改正を検討する可能性があることも指摘している¹²。これらの指摘は、現状として本改正が直ちに撤回されるような事態は想定されないものの、今後の運用による改正の余地があることを示すものであり、傾聴に値する。

5. おわりに

以上で紹介したとおり、本改正により、米国 HSR 法上の届出において提出すべき資料・情報の範囲が拡大され、その準備のための作業負担も増すこととなった。特に多くの文書を日本語で作成する日本企業間の企業結合において、米国での届出が必要となる場合には、これまでよりも届出の準備に時間がかかることを織り込んだ上で、クロージングまでのスケジュールリングを行う必要がある。

¹⁰ https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/p110014hsrfinalrule.pdf (379～380 ページ)

¹¹ <https://x.com/AFergusonFTC/status/1889104725624168453?mx=2>

¹² Free State Foundation 17th Annual Policy Conference における発言より。

III. 2025 年 4 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2025 年 4 月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Doing Business In... 2025 - Law & Practice
2025 年 7 月(共著:[原 悦子](#)、[上田 潤一](#)、[後藤 未来](#)、[下尾 裕](#)、[白根 信人](#)、[早瀬 孝広](#)) Chambers and Partners
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 独占禁止法における民事訴訟制度の現状と課題
2025 年 5 月(著:[浅沼 泰成](#))「公正取引」5 月号(895 号)
- ◆ 食ベログ事件東京地裁判決から見るアルゴリズム変更と独禁法
2025 年 5 月(著:[浅沼 泰成](#)) 東京大学法科大学院ローレビュー第 19 巻
原文は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Chambers Global Practice Guides Cartels 2025 - Law & Practice
2025 年 5 月(著:[江崎 滋恒](#)、[ムシス バシリ](#)、[臼杵 善治](#)、[石田 健](#)、[本郷 あずさ](#)) Chambers Global Practice Guides
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 監視受託者として日本の弁護士及びエコノミストが選任された事例(公取委令和 7・1・30 発表)
2025 年 4 月(著:[原 悦子](#)) 有斐閣
- ◆ GCR - Market Review - Cartels 2025 – Japan
2025 年 4 月(著:[江崎 滋恒](#)、[ムシス バシリ](#)、[石田 健](#)) Global Competition Review
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。

IV. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士が6名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2026 Edition)

[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[小島 諒 万](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The Legal 500 Asia Pacific 2025

[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Chambers Asia-Pacific 2025

[石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)

鈴木弁護士は、2025年版から、新たにランクインいたしました。

詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 池田 武義 (tikeda@amt-law.com)
弁護士 石田 健 (takeshi.ishida@amt-law.com)
弁護士 矢上 浄子 (kiyoko.yagami@amt-law.com)
弁護士 橋本 康 (yasushi.hashimoto@amt-law.com)
弁護士 酒寄 里彩 (risa.sakayori@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。